



志津南学区地域支え合い
送迎支援活動規則

平成 27 年 10 月 3 日

志津南学区まちづくり協議会

志津南学区地域支え合い送迎支援活動規則

まえがき

草津市では、平成26年度より、高齢者などの方でお出かけ移動に困っている方を対象とした「地域支え合い運送支援事業」が始まりました。高齢者の方等で通院や市役所などの手続きならびに買い物や地域の福祉活動などへの「お出かけの移動が困難な方を対象」としてお出かけ支援活動です。草津市社会福祉協議会を事業の実施主体にして、学区・区まちづくり協議会等に送迎用自動車が無償貸与支援するものです。

志津南学区まちづくり協議会では、安心して暮らせるまちづくりの一貫として、この送迎用自動車を借り受けて住民が主体となって行う「地域支え合い送迎支援活動」を実施していくこととしました。

(目的)

第1条 この規則は、地域内で「お出かけの移動が困難な方」を対象に、医療機関への通院、地域福祉活動への参加、行政手続き、日常の買い物などのお出かけ移動支援に関する地域支え合い送迎支援活動(以下「活動」という。)に必要な事項を定め、安心して住み続けられるまちづくりを目指すことを目的とする。

(活動のしくみ)

第2条 活動の責任者は、志津南学区まちづくり協議会会長とする。

2、活動の担当は、志津南学区まちづくり協議会の構成団体である志津南学区社会福祉協議会とする。

(送迎運転手)

第3条 運転手は、ボランティア運転手とし、本学区内の住民で10年以上の自動車運転経験を有し、かつ5年以上無事故の者とする。

2、運転手は、前項の条件を満たし、送迎支援ボランティア運転手への応募書(別紙-2)により、送迎支援ボランティア運転手に申し込みし登録された方とする。

(活動日時)

第4条 活動日は、日・祝日を除く月曜日から土曜日とし、利用時間は、原則午前8時30分～午後4時までとする。

(送迎対象箇所)

第5条 送迎対象箇所は、次の通りとする。

- 1、草津市内および近隣の医療機関(病院・医院・薬局など)
- 2、日常生活上利用する草津市内の行政施設(市役所・税務署・年金事務所・図書館・市社会福祉協議会・長寿社会福祉センター・市民センターなど)
- 3、学区内の福祉活動への参加(市民センターなど)

4、スーパー等商店(日々の生活用品の買い物支援)

(送迎利用対象者)

第6条 当学区内に住所を有するまちづくり協議会員である高齢者の方等で、歩くことは出来るが、お出かけの移動が困難な方を対象とする。

(送迎支援利用者登録)

第7条 送迎支援利用希望者は、事前に利用者登録をし、送迎支援利用会員(以下「会員」という。)になるものとする。

2、送迎支援利用希望者は、第10条に定める「送迎に関する免責事項」に同意し、利用頻度および定例的な利用予定等を送迎支援登録申込書(別紙-1)に記入して、申し込みをするものとする。

3、社会福祉協議会会長は、前項の申し込み内容について申込者に確認し、会員登録をするものとする。

(送迎方法)

第8条 送迎は、玄関先まで迎えに行くものとする。(ドアからドアへ)

2、送迎は、志津南市民センター駐車場を基点として行うものとする。

3、利用者は、必要に応じて、担当運転手に連絡し送迎の確認等を行うものとする。

4、送迎は、病院への通院送迎を最優先し、その他の目的の送迎は、病院への送迎に支障をきたさない範囲で行うものとする。

5、通院復路については、次の通りとする。

①迎えが必要な方は、「利用申し込み時に申し出る」ものとする。なお、迎えの時間については、申し込み時に運行予定調整者と調整を行い決めるものとする。

②利用者は、少しゆとりをもって病院の玄関口等で、送迎車の到着が確認できる場所で待つことを基本とする。

③事前申し込み時の「帰りの時間」が変更になる場合は、担当運転手まで連絡し相談調整するものとする。但し、やむを得ず調整困難な場合は、利用者個人の責任で帰路に就くものとする。

(利用日の申し込み、調整・予約)

第9条 利用者は、原則として一週間前までに、運行予定調整者に送迎内容、利用希望日・時間などの申し込みをするものとする。

2、通院利用の場合は、通院当日の受診後に、次回受診予約表を運転手に提示する。運転手は送迎運行日報に記載する。

3、運行予定調整者は、出発時刻・迎えの時刻等の確認を行い運行予約に必要な事項を行うものとする。

(免責事項)

第10条 送迎中の不慮の事故に関する補償は、送迎車両が加入する自動車保険の範囲内とする。

(利用負担)

第11条 利用者は、送迎に必要な燃料費、通行料、駐車料金等の利用実費を負担するものとし、一ヶ月単位での精算とする。

2、前項以外の経費は、まちづくり協議会会計で賄うものとする。

(規則の改廃)

第12条 この規則の改廃は、まちづくり協議会理事会の議決をもって行うことができる。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、活動に必要な事項は社会福祉協議会企画委員会にて定める。

付則 この要領は、平成26年6月7日より施行する。

付則 この要領は、平成26年11月1日より施行する。

付則 この規則は、平成27年2月7日より施行する。

付則 この規則は、平成27年10月3日より施行する。

送迎支援登録申込書

志津南学区社会福祉協議会会長様

平成 年 月 日

私は、「志津南学区地域支えあい送迎支援活動規則」の主旨に賛同し、送迎支援希望者に登録の申し込みをします。また、同規則10条の免責事項に同意し承諾します。

登 録 申 請 者	氏名	印	生年 月日	写 真
	住所		電話	
	利用者との関係：			
送迎支援 利 用 者	氏名		生年 月日	
	住所		電話	

(註：送迎支援利用者：登録者本人の場合は、氏名、住所等の記入は不要です)

送迎希望先	① 希望日（曜日） ② 希望到着時刻 ③ 迎え希望時刻	頻度			
		毎週	隔週	1回/月	その他
(病院の場合)	①				
	②				
	③				
(病院の場合)	①				
	②				
	③				
(其の他の場所)					

【送迎支援に関する要望などお書きください】

「送迎支援ボランティア運転手への応募書」

志津南学区社会福祉協議会会長様

平成 年 月 日

私は、「志津南学区地域支えあい送迎支援活動規則」の主旨に賛同し、送迎支援ボランティア運転手に応募します。なお、同規則の運転手の要件を満たしています。

【運転手応募申し込み】

電話番号: 出来れば携帯電話番号を記載してください。

氏名		生年月日	
住所		電話	
活動可能日時	送迎可能時間(都合のつく時間帯をお書きください)		
平日(月曜日)			
平日(火曜日)			
平日(水曜日)			
平日(木曜日)			
平日(金曜日)			
休日(土曜日)			

* 送迎可能時間帯記入 <記入は、午前、午後などと記入してください。>

(参考) 送迎の時間帯は、8時30分～16時です。

- 1、 その他の送迎は、通院に支障をきたさない範囲で行う。
- 2、 運転手間の引き継ぎ : 市民センター事務室の送迎運転手用カバンに必要なもの一式入っています。

【送迎支援に関する意見などお書きください】